

○学校法人東京医科大学寄附行為

昭和 26 年 3 月 6 日制定

改正

昭和 40 年 11 月 30 日
昭和 47 年 3 月 1 日
昭和 50 年 3 月 31 日
昭和 52 年 10 月 29 日
昭和 53 年 4 月 1 日理事長達第 5 号
昭和 55 年 12 月 26 日理事長達第 31 号
平成 18 年 1 月 16 日東医大発第 13 号
平成 22 年 3 月 2 日東医大発第 94 号
平成 24 年 11 月 19 日東医大発第 607 号
平成 25 年 1 月 15 日東医大発第 14 号
平成 28 年 10 月 12 日東医大発第 486 号
平成 30 年 3 月 19 日東医大発第 101 号
平成 30 年 12 月 4 日東医大発第 548 号
令和 2 年 4 月 9 日東医大発第 10 号
令和 6 年 9 月 11 日東医大発第 241 号
令和 6 年 11 月 25 日東医大発第 311 号
令和 7 年 2 月 25 日東医大発第 380 号

目次

第 1 章 総則

第 1 条 名称

第 2 条 事務所の所在地

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 目的

第 4 条 設置する学校

第 5 条 収益事業

第 3 章 機関の設置

第 6 条 役員、評議員及び会計検査人の設置

第 7 条 理事選任機関

第 4 章 理事会及び理事

第 8 条 理事の選任

第 9 条 理事の資格及び構成

第 10 条 理事の任期

第 11 条 理事の解任及び退任

- 第 12 条 理事に欠員を生じた場合の措置
- 第 13 条 理事会の設置
- 第 14 条 理事会の権限
- 第 15 条 理事の職務
- 第 16 条 代表権の制限
- 第 17 条 理事の報告義務
- 第 18 条 理事会の招集
- 第 19 条 理事会の運営
- 第 20 条 理事会の決議
- 第 21 条 業務決定の委任
- 第 22 条 理事会の議事録

第 5 章 監事

- 第 23 条 監事の選任
- 第 24 条 監事の資格
- 第 25 条 監事の任期
- 第 26 条 監事の解任及び退任
- 第 27 条 監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続
- 第 28 条 監事に欠員を生じた場合の措置
- 第 29 条 監事の職務
- 第 30 条 常任監事の選定及び解職
- 第 31 条 監事の調査権限等
- 第 32 条 理事の行為の差止め

第 6 章 評議員会及び評議員

- 第 33 条 評議員の選任
- 第 34 条 評議員の資格
- 第 35 条 評議員の任期
- 第 36 条 評議員の解任及び退任
- 第 37 条 評議員の構成
- 第 38 条 評議員の職務等
- 第 39 条 理事の行為の差止めの求め
- 第 40 条 責任追及の訴えの求め
- 第 41 条 評議員会の開催
- 第 42 条 評議員会の招集
- 第 43 条 評議員による招集
- 第 44 条 監事による招集
- 第 45 条 招集手続の省略

- 第 46 条 評議員会の運営
- 第 47 条 評議員会の決議
- 第 48 条 評議員会の議事録
- 第 49 条 役員の出席等
- 第 7 章 理事会と評議員会の協議
 - 第 50 条 理事会及び評議員会の協議
- 第 8 章 会計監査人
 - 第 51 条 会計監査人の選任
 - 第 52 条 会計監査人の任期
 - 第 53 条 会計監査人の解任
 - 第 54 条 会計監査人の選任及び解任等に関する手続
 - 第 55 条 会計監査人に欠員を生じた場合の措置
 - 第 56 条 会計監査人の職務等
- 第 9 章 予算及び事業計画等
 - 第 57 条 会計年度
 - 第 58 条 予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画
 - 第 59 条 役員及び評議員の報酬
 - 第 60 条 責任の免除
 - 第 61 条 責任限定契約
- 第 10 章 資産及び会計
 - 第 62 条 資産
 - 第 63 条 資産の区分
 - 第 64 条 基本財産の処分の制限
 - 第 65 条 積立金の保管
 - 第 66 条 経費の支弁
 - 第 67 条 会計
 - 第 68 条 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - 第 69 条 事業報告及び決算
 - 第 70 条 財産目録等の備付及び閲覧
 - 第 71 条 資産総額の変更登記
- 第 11 章 寄附行為の変更
 - 第 72 条 寄附行為の変更
- 第 12 章 解散及び合併
 - 第 73 条 解散
 - 第 74 条 残余財産の帰属者
 - 第 75 条 合併

第13章 補則

第76条 情報の公表

第77条 公告の方法

第78条 施行細則

附則

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、学校法人東京医科大学と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本法人は、事務所を東京都新宿区新宿6丁目1番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、私立学校法に基づきこれを運営し、教育基本法及び学校教育法に従い、医科大学その他の教育研究施設を設置経営することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 本法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 東京医科大学大学院医学研究科

看護学研究科

(2) 東京医科大学医学部医学科

看護学科

(3) 東京医科大学霞ヶ浦看護専門学校看護専門課程

(収益事業)

第5条 本法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

(1) 都市再開発法に基づく、市街地再開発事業に伴う土地貸付業

(2) 都市再開発法に基づく、市街地再開発事業に伴う建物貸付業

(3) 西新宿3丁目に所有する不動産に係る土地貸付業

第3章 機関の設置

(役員、評議員及び会計検査人の設置)

第6条 本法人に次の役員を置く。

(1) 理事 16人以上18人以内

(2) 監事 4人(うち常任監事1人以上2人以内)

2 本法人に、評議員28人を置く。

3 本法人に、会計監査人1人を置く。

(理事選任機関)

第7条 本法人に、次の理事選任機関を置く。

- (1) 理事会
- (2) 評議員会
- (3) 外部役員等選考・選任委員会

2 理事選任機関の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 理事会 全ての理事
- (2) 評議員会 全ての評議員
- (3) 外部役員等選考・選任委員会

ア 総務担当常務理事

イ 学長

ウ 法人事務局長

エ 外部有識者(第4条に定める学校の卒業生ではなく、かつその選任の際現に本法人の役員又は職員でない者であつて学識経験を有する者。以下同じ) 3人(但し、第8条第1項第6号に定める理事を含むことができる。)

3 前項第3号エに定める外部役員等選考・選任委員会の構成員は、理事会の決議によって選任する。

4 外部役員等選考・選任委員会の構成員の任期は、3年とする。

5 外部役員等選考・選任委員会は、外部役員等選考・選任委員会の決議によって定められた者が招集する。

6 評議員会以外の理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の開催を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

7 評議員会以外の理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。

8 外部役員等選考・選任委員会の決議は、外部役員等選考・選任委員会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

9 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者(理事会又は評議員会にあつては理事長をいい、外部役員等選考・選任委員会にあつては第5項に規定する者をいう。以下この項及び第29条第1項第5号において同じ。)に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。

10 外部役員等選考・選任委員会の議事録その他外部役員等選考・選任委員会の運営に関し必要な事項は、外部役員等の選考・選任に関する規則で定める。

第4章 理事会及び理事

(理事の選任)

第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 東京医科大学の学長であり、理事会において選任された者 1人
 - (2) 東京医科大学病院長、東京医科大学茨城医療センター病院長及び東京医科大学八王子医療センター病院長であり、理事会において選任された者 3人
 - (3) 東京医科大学大学病院看護部長及び法人事務局長であり、理事会において選任された者 2人
 - (4) 教授会代表者会議構成員であり、評議員会において選任された者 2人
 - (5) 第4条第1項第2号の大学の医学部医学科の卒業生であって、就任時の年齢が30歳以上75歳未満の者のうちから、評議員会において選任された者 4人
 - (6) 就任時の年齢が30歳以上75歳未満の外部有識者のうちから、外部役員等選考・選任委員会において選任された者 4人
 - (7) 就任時の年齢が30歳以上75歳未満であり、第1号から第6号までの理事をもって組織される理事会及び当該理事会が組織される以前の直近の理事会(以下「前理事会」という。)において、必要に応じ、それぞれ1人以内を選任する。 2人以内
- 2 前項第4号及び第6号に規定する理事の選出方法については、役員選任規則による。
 - 3 第1項第1号乃至第3号に規定する理事は、各号に定める役職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
 - 4 第1項第7号に規定する理事は、外部有識者を1人以上含まなければならない。
 - 5 理事選任機関は、それぞれ、第1項第4号乃至第6号により選任される理事について、それぞれの定数を下回ることとなるときに備えて、あらかじめ補欠の理事を選任することができる。

(理事の資格及び構成)

第9条 理事の選任にあたっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならないほか、別途定める役員選任規則に定める資格要件を遵守するものとする。

(理事の任期)

第10条 理事の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 理事は、再任されることができる。ただし、連続2期、通算3期までとする。
- 3 前項において、残任期間が1年未満で就任した場合におけるその任期及び第8条第1項第1号乃至第3号に定める理事であった任期は再任回数に含めない。

(理事の解任及び退任)

第11条 理事が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - (3) 理事としてふさわしくない非行があったとき。
- 2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事を選任した理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。
- 3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から2週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から2週間を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。
- 4 理事は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
- (理事に欠員を生じた場合の措置)

第12条 理事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

- 2 理事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。
- (理事会の設置)

第13条 本法人に、理事会を置き、全ての理事をもって組織する。

(理事会の権限)

第14条 理事会は、本法人の一切の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

第15条 理事は、理事会を構成し、法令及び本寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。ただし、第10条第2項及び第3項に基づき通算3期目となった理事については、理事長に選定することはできない。
- 3 理事(理事長を除く。)のうち1人を副理事長とし、理事会の決議によって選定することができる。副理事長を解職するときも、同様とする。
- 4 副理事長をもって私立学校法第37条第3項の代表業務執行理事とする。
- 5 理事(理事長及び副理事長を除く。)のうち4人以内を常務理事とし、理事会の決議によって選定する。常務理事を解職するときも、同様とする。

- 6 常務理事をもって私立学校法第 37 条第 4 項の業務執行理事とする。
- 7 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。
- 8 副理事長は、本法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐して本法人の業務を掌理する。
- 9 常務理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐して本法人の業務を掌理する。
- 10 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、副理事長又は常務理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。

（代表権の制限）

第 16 条 理事長及び副理事長以外の理事は、本法人の業務について、本法人を代表しない。

（理事の報告義務）

第 17 条 理事長、副理事長及び常務理事は、3 か月に 1 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（理事会の招集）

第 18 条 理事会は、原則として月 1 回、理事長がこれを招集する。

- 2 理事長は、必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず臨時理事会を招集することができる。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 5 理事長が、前項の請求があった日から 5 日以内に、その請求の日から 2 週間以内の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
- 6 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 7 前項の通知は、会議の 3 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 8 前 2 項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の経路を経ることなく開催することができる。

（理事会の運営）

第 19 条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 前条第 3 項及び第 5 項並びに第 29 条第 2 項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

（理事会の決議）

第 20 条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をも

って行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事数の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 本寄附行為の変更
- (2) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- (3) 基本財産の処分
- (4) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (5) 残余財産の帰属者の決定
- (6) 収益を目的とする事業に関する重要な事項

3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
- (2) 本法人の合併

4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の決議に加わることができる。

（業務決定の委任）

第21条 法令及び本寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

（理事会の議事録）

第22条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第48条第2項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第5章 監事

（監事の選任）

第23条 監事は、次の各号に掲げる者とし、評議員会の決議によって選任する。

- (1) 第4条第1項第2項の大学の医学部医学科の卒業生であつて、就任時の年齢が30歳以上の者のうちから、評議員会の決議によって選任された者 1人
- (2) 就任時の年齢が30歳以上の外部有識者のうちから、外部役員等選考・選任委員会が選出し、評議員会の決議によって選任された者 3人

- 2 前項の選任にあたっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 外部役員等選考・選任委員会は、第7条第2項第3号に掲げる者6人で構成する。
- 4 評議員会は、監事の総数が4人を下回ることとなる時に備えて、あらかじめ補欠の監事を選任することができる。

(監事の資格)

第24条 監事の選任にあたっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならないほか、別途定める役員選任規則に定める資格要件を遵守するものとする。

(監事の任期)

第25条 監事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 監事は、再任されることができる。ただし、3期までとする。
- 3 前項において、残任期間が1年未満で就任した場合におけるその任期は再任回数に含めない。

(監事の解任及び退任)

第26条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき
 - (3) 監事としてふさわしくない非行があったとき
- 2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは本寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。
- 3 監事は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第27条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。
- 3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べるこ

とができる。

4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第28条 監事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

2 監事のうち、その定数の2分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(監事の職務)

第29条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 本法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。

(2) 本法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。

(4) 本法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき、又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣(当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。)に報告すること。

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して、理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務

2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

(常任監事の選定及び解職)

第30条 監事のうち1名以上2名以内を常任監事とし、監事の過半数の合意をもって選定する。なお、常任監事を解職するときも同様とする。

2 常任監事をもって私立学校法第145条の常勤の監事とする。

(監事の調査権限等)

第 31 条 監事はいつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又は本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、本法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。

4 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは本寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事の行為の差止め)

第 32 条 監事は、理事が本法人の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは本寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によって本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第 6 章 評議員会及び評議員

(評議員の選任)

第 33 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 本法人の職員で評議員会において選任した者 8 人

(2) 第 4 条第 1 項第 2 項の大学の医学部医学科の卒業生であって、就任時の年齢が 30 歳以上の者のうちから、評議員会において選任した者 10 人

(3) 就任時の年齢が 30 歳以上の外部有識者のうちから、外部役員等選考・選任委員会において選任した者 10 人

2 前項第 1 号に定める評議員は、本法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

3 外部役員等選考・選任委員会は、第 7 条第 2 項第 3 号に掲げる者 6 人で構成する。

4 評議員会及び外部役員等選考・選任委員会は、それぞれ、評議員の数が第 1 項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

5 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。

6 法令及び本寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任に関し必要な事項は、評議員選任規則において定める。

(評議員の資格)

第 34 条 評議員の選任にあたっては、私立学校法第 31 条第 3 項及び第 6 項、第 46 条第 2 項及び第 3 項並びに第 62 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない

ないほか、別途定める評議員選任規則に定める資格要件を遵守するものとする。

(評議員の任期)

第 35 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。ただし、3 期までとする。

3 前項において、残任期間が 1 年未満で就任した場合におけるその任期は再任回数に含めない。

(評議員の解任及び退任)

第 36 条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき。

2 評議員は、次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

3 評議員は、第 6 条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員として権利義務を有する。

(評議員会の構成)

第 37 条 評議員会は、全ての評議員で構成する。

(評議員会の職務等)

第 38 条 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 重要な資産の処分又は譲受け

(2) 多額の借財

(3) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更

(4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更

(5) 収益事業に関する重要事項

(6) 私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに定

める事項を除く寄附行為の変更

- (7) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (8) 寄付金品の募集に関する事項
- (9) その他本法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- (1) 私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに關する寄附行為の変更
- (2) 私立学校法第 109 条第 1 項第 1 号に定める事由による解散
- (3) 合併
(理事の行為の差止めの求め)

第 39 条 評議員会は、理事が本法人の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは本寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第 32 条の請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合において、当該行為によって本法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後、遅滞なく当該請求その他の手続が行われなときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任追及の訴えの求め)

第 40 条 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによって、本法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

(評議員会の開催)

第 41 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に開催するほか、1 回以上の開催をする。

(評議員会の招集)

第 42 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員の総数の 10 分の 1 以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員の総数の 10 分の 1 以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の 30 日前までにしなければならない。

4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、

書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項
- (3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）
について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
- (4) 私立学校法施行規則で定める事項

5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

（評議員による招集）

第43条 前条第2項の規定による請求があった日から30日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。

2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。

3 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

（監事による招集）

第44条 第29条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第42条第4項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。

2 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

（招集手続の省略）

第45条 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（評議員会の運営）

第46条 評議員会に議長及び副議長を各1名置き、評議員の互選によって定める。

（評議員会の決議）

第47条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議

3 前2項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について本法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員の議決に加わることができる。

(評議員会の議事録)

第 48 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員 2 人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から 10 年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

(役員の出席等)

第 49 条 理事長、副理事長、常務理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

2 理事長、副理事長、常務理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第 7 章 理事会と評議員会の協議

(理事会及び評議員会の協議)

第 50 条 法令又は本寄附行為の定めるところにより、理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。

3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第 8 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 51 条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 52 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(会計監査人の解任)

第 53 条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであつて、評議員会の招集を待ついとまがないとき、その他緊急を要するときは、監事全員の合意により、

会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

第 54 条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。

3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。

4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるができる。

5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第 55 条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

(会計監査人の職務等)

第 56 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、本法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告書を作成し、監事及び理事会に提出する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

(2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

(3) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

(4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって、本法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、本法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又は本法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第 9 章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第 57 条 本法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第 58 条 本法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

2 本法人の事業に関する中期的な計画は、5 年以上 10 年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(役員及び評議員の報酬)

第 59 条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

第 60 条 役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について、本法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して、特に必要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第 92 条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

3 第 1 項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第 92 条第 2 項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には 1 月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

4 評議員の総数の 10 分の 1 以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第 1 項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

5 第 1 項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し、退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

(責任限定契約)

第 61 条 理事（理事長、副理事長、常務理事及び本法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について本法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金 492 万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第 92 条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる。

第10章 資産及び会計

(資産)

第62条 本法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第63条 本法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産は、本法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、本法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、本法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第64条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、本法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第65条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第66条 本法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第67条 本法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 本法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第68条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入金をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

(事業報告及び決算)

第69条 本法人の事業計画及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監

査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 計算書類
- (4) 計算書類の附属明細書
- (5) 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第70条 本法人は、毎会計年度終了後3月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項及び第76条第1項第2号において同じ。）を作成しなければならない。

2 本法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給基準を記載した書類並びにこの寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

3 前項の定めにかかわらず、本法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

(資産総額の変更登記)

第71条 本法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

第11章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第72条 本寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議（私立学校法第23条第1項第1号乃至第3号及び第5号乃至第15号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。次項において同じ。）を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第12章 解散及び合併

(解散)

第73条 本法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
- (2) 本法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第74条 本法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第75条 本法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第13章 補則

(情報の公表)

第76条 本法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき、寄附行為の内容
- (2) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき、これらの書類の内容

(公告の方法)

第77条 本法人の公告は、東京医科大学学内の掲示場及び本法人のホームページに掲載する方法により行う。

(施行細則)

第78条 本寄附行為の施行についての細則その他本法人及び本法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この寄附行為は、昭和26年3月6日から施行する。

附 則（昭和40年11月30日）

この寄附行為は、昭和40年11月30日から施行する。（理事定数及び評議員定数の変更）

附 則（昭和 47 年 3 月 1 日）

この寄附行為は、昭和 47 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 50 年 3 月 31 日）

この寄附行為は、昭和 50 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（昭和 52 年 10 月 29 日）

この寄附行為は、昭和 52 年 10 月 29 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 4 月 1 日理事長達第 5 号）

この寄附行為は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。（第 4 条の改正）

附 則（昭和 55 年 12 月 26 日理事長達第 31 号）

この寄附行為は、昭和 55 年 12 月 26 日から施行する。（第 5 条の新設、以下繰下げ。第 11 条第 3 号の改正）

附 則（平成 18 年 1 月 16 日東医大発第 13 号）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 17 年 12 月 9 日）から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 2 日東医大発第 94 号）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可日（平成 22 年 2 月 18 日）から施行する。この寄附行為に基づき理事、監事、評議員が選任されるまでの間は、第 16 条、第 18 条、第 24 条、第 26 条第 1 項第 1 号、同項第 2 号、第 30 条、第 41 条及び第 50 条の規定にかかるものを除き、改正前の寄附行為により選任された理事、監事及び評議員が、改正前の寄附行為に基づき本法人の業務を行うものとする。

附 則（平成 24 年 11 月 19 日東医大発第 607 号）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 24 年 11 月 8 日）から施行する。（第 4 条第 2 号、第 16 条第 1 項第 2 号及び第 3 項の改正）

附 則（平成 25 年 1 月 15 日東医大発第 14 号）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可日（平成 24 年 12 月 21 日）から施行する。（第 6 条第 1 号、第 17 条第 2 項の改正及び第 17 条第 3 項の新設、以下繰下げ）

附 則（平成 28 年 10 月 12 日東医大発第 486 号）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可日（平成 28 年 10 月 3 日）から施行する。（第 4 条第 3 号の削除、以下繰上げ）

附 則（平成 30 年 3 月 19 日東医大発第 101 号）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可日（平成 30 年 2 月 15 日）から施行する。（第 6 条、第 13 条第 3 項、第 14 条、第 20 条第 2 項の改正及び第 14 条の 2 の新設）

附 則（平成 30 年 12 月 4 日東医大発第 548 号）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可日（平成 30 年 11 月 20 日）から施行する。（第 6 条、第 16 条第 1 項第 3 号、第 19 条及び第 24 条の改正並びに第 16 条第 1 項第 4 号の新設、以下繰下げ）

附 則（令和 2 年 4 月 9 日東医大発第 10 号）

令和2年3月18日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。
(目次、第10条第1項、第11条第2項、第12条第1項、第2項、第13条第3項、第17条第4項、第18条第2項、第21条第1項第3号、第4号、第5号、第6号、第23条第2項第3号、第26条第1項、第29条第2項、第4項、第41条見出し、第43条、第44条第1項及び第2項、第50条の改正、並びに第9条第5項、第6項、第11条第4項、第18条第3項、第21条第2項、第3項、第32条第2項第3号、第40条見出し、第41条第2項、第44条第3項、第45条から第47条及び第9章の新設並びに第21条第1項第3号の新設、以下号の繰り下げ、第23条第2項第3号の新設、以下号の繰り下げ、第26条第1項第1号、第2号の新設、以下号の繰り下げ及び第29条第5項の新設、以下項の繰り下げ並びに第9章の新設、以下第9章及び第10章を統合)

附 則 (令和6年8月29日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可日(令和6年8月29日)から施行する。(第4条第1号看護研究科の新設)【令和6年9月11日東医大発第241号】

附 則 (令和6年11月15日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可日(令和6年11月15日)から施行する。(第5条第3号収益事業の新設)【令和6年11月25日東医大発第311号】

附 則 (令和7年2月17日)

- 1 令和7年2月17日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。ただし、会計監査人に関する規定は、令和7年度の定時評議員会の終結の時から施行する。
- 2 この寄附行為施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、本法人と協議のうえ、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。【令和7年2月25日東医大発第380号】